

令和4年度

監査報告書

財政援助団体等監査

桐生市監査委員

桐 監 発 第 4 ・ 2 9 号

令 和 5 年 2 月 1 日

桐生市長 荒木 恵司 様

桐生市議会議長 北川 久人 様

桐生市監査委員 石井 謙三

同 〆谷 信良

同 周藤 雅彦

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の基準

本監査は、桐生市監査基準（令和2年桐生市告示第1号）に準拠し、監査を実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 補助事業名

未来創生事業補助金

(2) 補助団体名

ファッションタウン桐生推進協議会 未来創生委員会
委員長 野田 玲 治

(3) 担当部局

教育委員会教育部生涯学習課

4 監査の期間

令和4年9月5日から令和4年11月28日まで

5 監査の着眼点

監査の対象とする補助事業に係る出納その他の事務が、適正かつ効率的に執行されているかについて、担当部局及び補助団体ごとに次の点に着眼し監査を実施した。

(1) 担当部局関係

- ① 補助金の目的、基準は、規則や要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助金交付団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- ③ 補助金の交付手続きは適正か。また、交付時期は適正か。
- ④ 補助金の効果及び補助事業の執行状況を確認するため、実績報告書の審査等が行われているか。

(2) 補助団体関係

- ① 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ② 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- ③ 補助金に係る出納関係、帳票の整備、記帳は適正に行われているか。
また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切になされているか。
- ④ 補助事業に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

6 監査の主な内容

補助事業に係る出納その他の事務の執行が、当該補助事業の目的に沿って行われているか調査するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

7 監査の結果

(1) 未来創生委員会の設置目的及び事業内容

未来創生委員会は、ファッションタウン推進協議会のプロジェクトチームとして設置され「人づくり」「感性教育」というところを担っている。

また、本委員会は、平成20年から5年間、国の事業として採択された「JST地域力による脱温暖化」産学官民による街づくりプロジェクトを引き継ぐ事業として平成25年度から教育プログラム「未来創生塾」として運営を行っている。

現在「未来創生塾」は、子ども147名、大人112名の親子で、桐生地域特有の自然、歴史、文化、産業などを体験的に学び、地域の良さに気づくと同時に豊かな感性が育まれるように体系的なカリキュラムを作成し、産学官民が一体化した体制で事業活動を実施している。

(2) 監査対象の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（令和3年度）

(3) 事業の範囲

① 未来創生（基礎編）に関する事業

未来創生プログラムを小学校の授業に取り入れて実施するもの

② 未来創生（応用編）に関する事業『未来創生塾』

未来創生プログラムを子どもとその保護者を対象に実施するもの

(4) 補助金交付状況

総事業費	補助対象事業費	補助金額	補助率
4,350,000円	3,136,392円	3,027,542円	予算の範囲内

【監査結果】

ファッションタウン桐生推進協議会の事業としていくつかの活動が実施される中で、本補助事業は、同協議会が行う未来創生事業の総合的教育プログラムに沿って実施され、補助金も有効に使用されていた。また、経理区分においても明確であり、事務の執行についてはおおむね良好と認められた。しかしながら、補助事業費の会計処理において科目整理に誤りが認められたので、今後は正しく計上されたい。

担当部局については、申請書等の確認はもちろんのこと当該団体の事業内容、経理状況を十分に確認し、適切な指導・監督に努められたい。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら、今後とも本活動が活発に継続されることを期待する。